

令和6年第8回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和6年8月2日（金）午後2時00分から午後3時00分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、 柴田 智弘、近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、 奥村 保彦、田中きょうこ
農地利用最適 化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、 奥村 松市、酒向 崇好
欠席委員	三宅 静喜
事務局	課長 後藤 道広、係長 山口 嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	第40号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に 対する許可について 第41号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第42号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和6年第8回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に 大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9番三宅静喜委員から欠席届が提出されておりますので、8 名です。 これより令和6年第8回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、4番奥田正人委員、14番田中きょうこ委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第40号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の 設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第2、議案第40号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有 権移転申請について説明します。 今月の申請は、売買による所有権移転3件です。 受付番号1番は、関市の方と瑞浪市の方との間における売買による所有権移転です。

久々利地内において、譲受人は、隣接する住宅と合わせて申請地を取得して、新規就農するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号2番は、関市の方と久々利の方との間における売買による所有権移転です。

久々利地内において、譲受人は、所有する農地の近隣にある申請地を取得して、営農の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号3番は、柿田の方外4名と坂戸の方との間における売買による所有権移転です。

柿田地内において、譲受人は、申請地を取得して、新規就農するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、2番久々利お願いします。

竹谷委員 農業委員11番の竹谷から受付番号1番及び2番の現地確認の報告をします。

受付番号1番は、久々利元久々利の住宅地の中にあり、住宅に隣接する農地です。譲渡人は、相続により取得しましたが、遠方に居住しており、今後も久々利に居住する予定が無いいため、今回、住宅と共に申請地を売却することとなり、譲受人が購入され野菜等を作付けして管理される計画で、問題ないと思います。

受付番号2番は、同じく久々利元久々利にある農地です。受付番号1番と同じ譲渡人で同じ理由で売却され、地元久々利の方が購入され、農地として耕作される計画で、問題ないと思います。

議長 受付番号3番、柿田お願いします。

酒向委員 推進委員8番の酒向から現地確認の報告をします。

受付番号3番は、可児御嵩インター東、道の駅可児ッテの国道21号線バイパス信号北側にある農地、田で1万1千㎡です。譲受人が5人から一括購入され、新規就農で農地として耕作される計画で、本当に耕作されるのであれば、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

議長 受付番号3番の案件について、地元委員から発言がありましたが、国道21号線バイパスに接する一団の農地で、今後、農地転用などが見込まれる場所であるが、3条取得要件は満たしているため許可することで問題はないか。

事務局 譲受人は、会社役員を引退して新規就農される方です。3条取得要件として、農地の全てを有効的に利用すること、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないことで、事務局から代理申請者の行政書士を介して譲受人の意向や要件を満たすかを確認しましたが、営農計画書や農機具のリース書類等必要書類の提出や聞取りに関して回答を得ており、要件は満たしています。

津 田 委 員	東側の隣接農地を、知人が耕作しており、現況は田です。耕作できるのは水稻に限定されるのではないかな。
事 務 局	申請地は、農振農用地内の田です。いきなり転用申請は出来ないなので、農振除外申請からの手続きとなります。ただし、農振除外には、土地利用転換行為に関する運用指針があり、用途区分によっては、除外不可な用途もあります。譲受人が役員をしている会社の事業では、農振除外は不可となります。
山本(富)委員	申請者は、農地所有者ではなく新規就農ですが、農地を取得できるのか。
事 務 局	以前は、農地取得に関して、下限面積要件があり、可児市は3反以上の要件がありました。現在は、下限面積要件は廃止されていますので、新規就農での農地取得は可能です。
議 長	他に何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	【意見・質問なし】
議 長	ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第40号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声多数】
議 長	異議ないものと認め、議案第40号は、原案のとおり許可することに決しました。
議 長	続きまして、日程第3、議案第41号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。 なお、受付番号11番の案件は、申請取下げとなっております。 それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局	日程第3、議案第41号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。 申請の内訳は、売買による所有権移転9件、贈与による所有権移転1件、賃貸借権の設定1件の合計11件です。 受付番号1番は、徳野南の方と桂ヶ丘の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、下恵土地内で、1棟の共同住宅を建築するとのことことです。 立地基準判定は、第3種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことことです。 都市計画法による開発協議が必要な案件で、申請済みです。 受付番号2番は、土田の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して2棟の分譲住宅を建築するとのことことです。 立地基準判定は、第3種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことことです。 受付番号3番は、今渡の方と鳩吹台の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を

求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

昭和54年頃から、敷地の一部を駐車場として使用していたため始末書が提出されています。

受付番号4番は、神戸市北区の方と坂戸の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、2区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号5番は、土田の方と土田の方が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号6番は、春日井市の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、1区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号7番は、神戸市北区の方と土田の法人が売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して温泉施設の駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種、第3種農地となります。

隣接地を一体利用して事業を行うものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号8番は、菅刈の方と各務原市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、菅刈地内で、食料品製造業の駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号 9 番は、坂戸の方と坂戸の法人が賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、坂戸地内で、土木建築業の貸資材置場の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

令和 2 年頃より、申請地を資材置場として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号 10 番は、坂戸の方と岐南町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、坂戸地内で、5 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

都市計画法による開発協議が必要な案件で、申請済みです。

令和 6 年 3 月 1 日に農振除外されています。

受付番号 11 番は、申請取下げとなっています。

受付番号 12 番は、石井の方と下切の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、石井地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、下恵土お願いします。

農業委員 3 番の中村が受付番号 1 番の案件について報告します。

受付番号 1 番は、大型商業店舗の南にある土地改良区のエリア内の農地で、転用事業者が購入して集合住宅 1 棟を建築するための転用申請です。周囲に農地は無く、土地改良区の同意、排水同意も得てあります。開発協議が必要な案件で、上下水道とも整備されており転用されても、問題ないと思います。

受付番号 2 番から 7 番、土田お願いします。

推進委員 2 番の津田が受付番号 2 番、3 番の案件について報告します。

受付番号 2 番は、土田井ノ鼻地区にある土地改良管理組合内の畑で、隣接地を一体利用して 2 棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。隣接所有者の同意もあり、周囲には

議 長

中 村 委 員

議 長
津 田 委 員

コンクリートブロックを設置して被害防除されます。土地改良管理組合の同意も得てあります。雨水は道路側溝が無いため浸透枒を設置して自然浸透されます。上下水道は共に整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号3番は、製紙工場の北、名鉄広見線の線路北にある畑で、一部を駐車場として使用していたため始末書が提出されています。今回、転用事業者が購入され一般個人住宅を建築するための転用申請です。周囲に農地はありませんが、コンクリート擁壁を設置して被害防除されます。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

奥田委員

農業委員4番の奥田が受付番号4番から7番の案件について報告します。

受付番号4番は、土田花軒大型花き販売店の東にある住宅地にある畑で、転用事業者が購入して2区画に宅地分譲するための転用申請です。隣接者への説明も済み、周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水は南の市道道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号5番は、土田油圧製造工場北工場の西にある畑で、贈与により取得し、隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築するための転用申請です。隣接者への説明も済み、周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水は浸透枒を設置し自然浸透として処理され、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号6番は、土田堀口の住宅地にある畑です。転用事業者が購入して1区画に宅地分譲するための転用申請です。隣接者への説明も済み、周囲はコンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水は宅地分譲なので自然浸透と道路側溝への排水となります。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号7番は、土田大脇にあります温泉施設の周辺農地と空き家住宅を購入して同施設の駐車場として拡張整備する計画です。住宅を含め譲渡人が所有する農地、土地を売却され、既存駐車場と一体利用して駐車場に整備されます。隣接者への説明も済み、周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水については、一部の駐車場は自然浸透ですが、基本は道路側溝への排水となります。駐車場としての利用で、上下水道の利用はありません。以上のことから転用されても、問題ないと思います。

議長
山本(寛)委員

受付番号8番、菅刈をお願いします。

推進委員3番の山本が受付番号8番の案件について報告します。

受付番号8番は、菅刈地内の県道御嵩犬山線から緑団地への進入路交差点にある農地です。転用事業者が購入して食品製造業の従業員駐車場に整備するための転用申請です。工場は国道41号線に接した場所にあり、少し離れますが一番近い場所となります。隣接者への説明も済み、周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水は集水枒を一箇所設け、既設側溝へ排水されます。駐車場として利用のため、上下水道の利用はありません。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

議長
山本(富)委員

受付番号9番、10番、坂戸をお願いします。

農業委員6番の山本が受付番号9番、10番の案件について報告します。

受付番号9番は、坂戸大型ホームセンターの北側、可児川との間にある土地改良エリア内の土地で、現状は令和2年から既に資材置場として利用されており、始末書が提出され

		ています。西側に農地がありコンクリートブロックを設置して被害防除されます。土地改良管理組合の同意もあり、現状のまま資材置場として使用されますので、転用されても、問題ないと思います。 受付番号 10 番は、坂戸カヤバスタジアムの北、旧県道御嵩犬山線に接する土地改良エリア内の田で、令和 6 年 3 月 1 日に農振除外され転用事業者が 5 棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。隣接地に農地は無く、土地改良管理組合の同意もあり、雨水は、隣接する市道道路側溝への排水となります。上下水道とも整備されており転用されても、問題ないと思います。
議	長	受付番号 12 番、石井お願いします。
玉	田	農業委員 12 番の玉田が受付番号 12 番の案件について報告します。
委	員	受付番号 12 番は、石井地内広見グラウンド北西にあり、6 月 5 条案件で進入路、駐車場として転用許可した農地の残地です。転用事業者が購入して一般個人住宅を建築するための申請です。周囲に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水は道路側溝への排水で、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議	長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委	員	【意見・質疑なし】
議	長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
		議案第 41 号について、許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声多数】
議	長	異議ないものと認め、議案第 41 号は、許可相当として、市に進達することに決しました。
議	長	続きまして、日程第 4、議案第 42 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事	務	日程第 4、議案第 42 号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。
局		今月の申請は、1 件です。 受付番号 1 番は、久々利の方が所有する久々利地内の田と畑です。 該当農地は、昭和 41 年には、既に休耕地になっており、昭和 50 年頃から久々利地区の上水道工事に伴う廃土の廃棄先として埋立てが始まり、以後も県道工事に伴う廃土の廃棄先として埋め立てが続いて、非農地化し、昭和 63 年の下水道工事の残土により埋め立てられ、平坦地となったようです。以後は東海環状自動車道建設工事等の現場事務所や駐車場として利用され、現在は、東海環状自動車道 2 車線化工事の工事関係者の現場事務所及び駐車場となっています。
議	長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。 受付番号 1 番、久々利お願いします。
竹	谷	農業委員 11 番の竹谷が受付番号 1 番の案件について報告します。
委	員	

議 長	受付番号 1 番は、久々利地内、県道土岐可児線の北、東禅寺の西の農地です。東禅寺の住職が亡くなられ相続時に現況が雑種地であることが判明したため、非農地化した状況を事務局が聞き取り等により確認され、指導して申請された案件です。事務局から説明のとおり、現在は、現場事務所として利用されており、非農地として問題ないと思います。
	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員 長	【意見・質疑なし】 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第 42 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】 異議ないものと認め、議案第 42 号は、原案のとおり承認することに決しました。
議 長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
議 長	続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。 1. 農地の適正管理の 7 月指導分について報告します。 別紙資料 1 をご覧ください。(14 箇所) 農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。 2. 農地の形状変更（水田の畑地転換又は盛土・切土）の届出書の 7 月届出分です。 届出はありませんでした。 3. 農業用施設の届出書の 7 月届出分です。 別紙資料 2 をご覧ください。(2 箇所) 4. 7 月中に届出のあった農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、報告します。 5 件の届出がありました。 田 13 筆 4,705.00 m² 畑 16 筆 5,181.81 m² 合計 29 筆 9,886.81 m² 5. 今後の日程について説明します。 次回の現地確認は、8 月 30 日の金曜日を予定しています。 令和 6 年第 9 回農業委員会総会は、令和 6 年 9 月 4 日水曜日に午後 2 時から庁舎 5 階全員協議会室で開催を予定しています。 6. その他 信頼される農業委員会であるための説明 農地パトロールについて（遊休農地の調査） 資料により説明 8 月、9 月にパトロールを実施 完了後事務局へ提出 最終提出期限は、10 月末
議 長	これをもちまして、令和 6 年第 8 回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。